

平成 27 年 4 月 13 日

企業団議会と議員定数のあり方に関する
次期議会への申し送りについて大阪広域水道企業団議会
議長 乾 一

企業団議会と議員定数のあり方につきましては、「企業団議会と議員定数のあり方に係る今後の進め方」（平成 26 年 10 月 1 日 議員全員協議会決定）に基づき、下記のとおり、次期議会へ申し送りいたしますので、よろしく願いいたします。

記

- 今任期中の平成 26 年 10 月から平成 27 年 3 月までの定例会や議員全員協議会の諸会議を主な対象とした現行議員定数（30 名）での議会運営等に係る具体的な問題点や課題につきまして検討いたしましたところ、問題点や課題は、無しと確認されました。

〔問題点や課題を検討、確認した会議〕

- ・平成 27 年 2 月 13 日及び 3 月 30 日開会の議員全員協議会

〔今任期中の対象の会議〕

- ・平成 26 年 10 月 31 日 議員全員協議会
- ・平成 26 年 11 月 14 日 議員全員協議会、11 月定例会
- ・平成 27 年 2 月 3 日 議員全員協議会
- ・平成 27 年 2 月 13 日 議員全員協議会、2 月定例会
- ・平成 27 年 3 月 30 日 議員全員協議会

企業団議会と議員定数のあり方に係る今後の進め方

○「企業団議会と議員定数のあり方に係る今後の進め方」については、平成26年10月1日開会の議員全員協議会において協議され、以下の囲みの通り決定されました。

平成26年10月から平成29年3月までの現行定数における企業団議会の運営等について、毎年、具体的な問題点、課題等の有無を確認し、その上で問題点等があれば、検討することとされた。
また、平成29年4月以降の定数増の3年間程度も同様の取扱いとし、この2つの結果をベースに議論、協議することとされた。

なお、その際に、詳細な進行など整えておくべき点が指摘されましたので、それらを含め、以下の通り整理します。

○対象となる議員定数と問題点等を確認する期間

- ・現行議員定数（30名）：平成26年10月から平成29年2月定例会までの間
- ・3市町村との水道事業統合後の議員定数（33名）：平成29年4月から3年間程度

○異なる議員定数における議会運営等に係る問題点や課題等の確認、検討の方法

- ・1年間の任期中の定例会や議員全員協議会等の会議を主な対象として、その時点での議員定数における議会運営等に係る具体的な問題点や課題等（以下、「問題点等」とする）の有無を確認します。
- ・問題点等が有とされた場合は、それについての検討を行います。
- ・問題点等の有無を確認する時期は、原則として、2月定例会閉会後に議員全員協議会を開会して行います。

なお、その際に問題点等が有とされた場合は、原則として、引き続き、その会議において検討を行います。

また、2月定例会閉会以降に、臨時会や議員全員協議会が開会された場合は、その会議の閉会後に議員全員協議会を開会して、その会議に限って問題点等の有無を確認し、問題点等が有れば検討を行います。

○問題点等の有無と検討結果の次期議会への申し送り

- ・問題点等の有無の確認状況と有の場合の検討結果については、必要に応じて、次期議会へ文書により申し送りを行います。

○企業団議会と議員定数のあり方について協議を開始する時期

- ・対象の全期間における問題点等の有無の確認状況と有の場合の検討結果に基づき、企業団議会と議員定数のあり方について協議を開始します。

開始の時期については、平成29年4月から3年間程度を経過した平成32年7月に任期の始まる議会とします。

なお、協議の進め方については、平成32年7月に任期の始まる議会において決定します。

3市町村（四條畷市、太子町、千早赤阪村）との水道事業統合に係る 議員定数3名増員に伴う議員報酬の見直し結果の今後の取扱い

○「3市町村との水道事業統合に係る議員定数の増員に伴う議員報酬の見直し」については、平成26年10月1日開会の議員全員協議会において協議され、以下の囲みの通り決定されました。

3市町村との水道事業統合に係る議員定数の増員に伴う議員報酬の見直しについては、意向確認の集計結果等を踏まえ、現状を維持することとされた。

○今後の取扱いについては、平成29年度の水道事業統合に向けて、このたびの見直し結果を平成28年の秋頃に改めて確認します。

○この取扱いについては、次期議会へ文書により申し送りを行います。

なお、この申し送りについては、平成28年7月に任期の始まる議会に伝達されるよう、それまでの各任期において行うこととします。